

議 事 日 程

平成 3 1 年 第 2 回 定 例 会
2 月 1 5 日（金）午前 1 0 時 0 0 分
五所川原市本庁舎 2 階 会議室 2 D

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認（第 1 回定例会）

第 4 教育長の報告

第 5 議案第 4 号 平成 3 1 年度五所川原市の教育目標、方針、重点について

第 6 議案第 5 号 県費負担教職員人事の内申について

閉会

※ 次回定例会開催予定日

平成 3 1 年 3 月 2 2 日（金） 午後 1 時 3 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

平成 3 1 年

五所川原市教育委員会

第 2 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目

次

付議案件

- 1 議案第 4 号 平成 3 1 年度五所川原市の教育目標、方針、重点について P 1

議案第 4 号

平成 3 1 年度五所川原市の教育目標、方針、重点について

平成 3 1 年度五所川原市の教育目標、方針、重点について次のとおり定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

平成 3 1 年度における五所川原市の教育の振興を推進するため、五所川原市の教育目標、方針、重点を定める。

Ⅱ 五所川原市の教育目標・方針・重点（案）

五所川原市の教育目標・方針・重点の設定について

○ 設定主旨

五所川原市教育委員会では、平成２７年に策定された「五所川原市教育施策の大綱」の基本理念であり、「五所川原市教育振興計画」の基本政策でもある「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」を実現し、五所川原市の教育の振興を推進するため、主要な施策ごとに具体的な教育目標・方針・重点を定め、的確に実施します。



※人は「財(たから)」であるという考え方から、「五所川原市教育振興計画」及び「五所川原市の教育」においては、「人材」を「人財」と表しています。

1 五所川原市の教育目標

(1) 基本目標

ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり

(2) 具体目標

市民一人一人が生き生きと輝き、あふれる笑顔で毎日を送るために

1 心豊かな人づくりに向けた学校教育の推進

- ・ 豊かな人間性や確かな学力など「生きる力」を身に付ける児童生徒の育成に努める。
- ・ 夢や希望を育み、向上心や意欲を持って学び続ける児童生徒の育成に努める。
- ・ 特別支援教育の支援体制の整備・充実を図り、一人一人のニーズに応じたきめ細かい教育に努める。
- ・ 情報教育設備の整備・充実を図り、情報社会に適応できる児童生徒の育成に努める。
- ・ 児童生徒の安全を保障し、安心して学べる環境づくりと安全で安定した学校給食の提供に努める。

2 心豊かな生活に向けた社会教育の推進とスポーツ振興

- ・ 市民の学習要求に積極的に対応するため、家庭・地域・学校・行政相互の連携を図りながら、学習機会の充実や指導者等の育成に努める。
- ・ 公民館や図書館等の機能を充実させ、その活用の促進を図りながら生涯学習社会にふさわしい教育環境の整備に努める。
- ・ 市民一人一人が、ライフスタイルや生活環境に応じてスポーツ活動を楽しみ、健康の増進と体力の向上が図られるように支援する。
- ・ スポーツ施設の利便性を図り、有効活用を促進する中で、生涯スポーツにふさわしい環境の整備に努める。

3 豊かな心を育む地域文化の振興

- ・ 文化財の保護・保存や伝統文化の継承を図りながら、それらに関する発表や学習機会の充実に努め、市民の郷土に対する愛情を育む。
- ・ 市民の自主的・主体的な芸術・文化活動の支援・振興に努める。

2 学校教育行政の方針と重点

(1) 基 本 方 針

児童生徒にとって安心・安全な教育環境を提供するため、学校規模の適正化について検討しながら、施設の計画的な修繕・維持管理に努めるとともに、情報通信教育に必要な環境整備など、より良好な教育環境の整備に努める。また、学校保健の推進に向けて、適切に保健管理を行うことのほか、特別な配慮を必要とする児童生徒に対しての特別支援教育の充実、就学困難な児童生徒の保護者に対する必要な援助など、学校生活をサポートしながら学校教育の充実に努める。

(2) 重 点 目 標

① 学校施設の計画的な改修

児童生徒が安心して学習に専念することができるよう、教育環境の維持を図るため、計画的に老朽設備の改修等に努める。

② ICT教育環境の整備

児童生徒の情報活用能力の育成、主体的・協働的な学びと学力向上及び効果的な学習指導につながるよう、計画的にICT教育環境整備に努める。

③ 保健管理の推進

児童生徒の健康維持・増進及び疾病の予防・早期発見のため、各種健診を円滑に実施するとともに、快適な環境で学ぶことができるよう各学校における環境衛生検査を実施し、保健管理の推進を図る。

④ 特別支援教育のサポート体制の推進

特別な配慮を必要とする児童生徒が適切な教育を受けられるよう、学校教育支援員の適正な配置を進めるなど、特別支援教育のサポート体制の推進に努める。

⑤ 就学援助の充実

義務教育の円滑な実施が図られるよう、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助の充実に努める。

3 学校教育指導の方針と重点

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努める。

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等による社会の加速度的な変化は、全ての子供たちの生き方に影響するものとなっており、これまで以上に予測が困難になる時代を生きる子供たちには、社会の変化に積極的に向き合い、多様な人々と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造していく力等を身に付けることが求められている。

このような中、学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を、学校と社会が共有し、児童生徒が必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図るという理念のもと、学習指導要領が改訂された。これからの学校には、この学習指導要領をはじめとする関係法令等を踏まえ、児童生徒の心身の発達の段階や特性、学校や地域の実態に合わせて創意工夫を図り、全教職員の連携・協力のもとに、「社会に開かれた教育課程」を編成し、実施していくことが大切である。

五所川原市教育委員会では、平成27年に策定された「五所川原市教育施策の大綱」の基本理念であり、「五所川原市教育振興計画」の基本政策でもある『個性を伸ばし育む人財・文化づくり』を実現し、五所川原市の教育の振興を推進するため、教育基本目標を、『ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり』とし、市の現状と課題を明確にした上で効率的かつ効果的な教育施策を実施している。特に、学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた力を養成し、生きる力を育むとともに、きめ細かな学習支援、特別支援教育の推進等により、一人一人の個性・能力を伸ばすとともに、国際化・情報化時代に対応した人財の育成を図っている。

このことを受け、各学校においては、子供たちや地域の実情を踏まえた特色ある教育活動が展開されているものの、標準学力検査や県学習状況調査等の結果からは、習得した知識・技能を活用する力や、思考力・判断力・表現力が十分でないなどの課題が挙げられる。また、基本的な生活習慣が身に付いていない子供や、規範意識が低く問題行動を繰り返す子供、人間関係づくりが苦手な子供等への対応が各学校の課題となっている。

これらのことから、「確かな学力の向上」と「豊かな心の育成」とを一体として捉えるとともに、これらを支える基盤である「教職員の資質能力の向上」を含めて、本市学校教育の課題としている。

○学校教育の課題解決に向けて

【確かな学力の向上】

「確かな学力の向上」については、子供たちが「何を知っているか」とどまらず、「何ができるようになるか」に発展させることを重点とし、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることが大変重要である。

そのために、

- ・ 教員が教えることにしっかりと関わり、必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めること
- ・ 生徒指導の機能（自己決定の場、自己存在感、共感的人間関係）を活かし、成就感や達成感を味わわせる授業づくりに努めること
- ・ 子供の能力を最大限に伸ばす実践的指導力を高められるよう、教師としての資質能力の向上に努めること

これらの三つを柱に、組織的に継続して取り組んでいくため、『五所川原市「確かな学力」向上プロジェクト』を推進することが重要である。

【豊かな心の育成】

「豊かな心の育成」については、道徳教育や体験活動をはじめ、教育活動全体を通した心の教育の充実により、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子供たちに豊かな人間性と社会性を育むことが大変重要である。

そのために、

- ・ 「特別の教科 道徳」においては、児童生徒の発達の段階や特性などを考慮して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫に努めること
- ・ 家庭との連携により基本的な生活習慣を確立させるとともに、規範意識に基づいた行動様式を定着させるため自律心の育成に努めること
- ・ 児童生徒理解の深化とともに、教師と子供及び子供同士の心の結び付きを基調とした指導を通して、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努めること

これらの三つを柱に、『心の教育の充実のためのポイント』に留意して、組織的・計画的に取り組んでいくことが重要である。

【教職員の資質能力の向上】

このような教育活動を具現化するためには、校長の明確な経営ビジョンの下、保護者や地域から信頼される開かれた学校づくりを一層推進するなど、学校経営に創意工夫をこらすことが必要である。また、学校教育の直接の担い手である教職員一人一人の意識改革が求められる。さらに、学習面や生徒指導面において、9か年で子供を育てるという視点に立って小・中学校の連携を図り、互いに指導力を高め合うことが大切である。

そのために、

- ・ 教職員一人一人が常に学び続ける意識を持つとともに、情報を適切に収集・選択・活用し、自己研鑽に努めること
 - ・ 学校の教育課題の解決に向け、教員等の共通理解の基に、組織的・継続的な校内研修・研究の充実に努めること
 - ・ 小・中学校の連携を通して、何をどのようにして指導するかについて共通理解を図り、具体的な実践による学区教育研究会の充実に努めること
- これらの三つを柱に、教職員の資質能力の向上を図っていくことが重要である。

以上のことから、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進のため、次の1 2の重点を設定した。

平成31年度 五所川原市学校教育指導の方針と重点 全体構造図

五所川原市教育委員会



4-1 社会教育行政の方針と重点

(1) 基本方針

市民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

(2) 重点目標

① 社会教育推進のための基盤整備

生涯学習の振興に資する社会教育推進基盤の整備・充実に努める。

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- ウ 社会教育関係団体等の活動の支援

② 学校・家庭・地域の連携による未来を担う人財の育成

学校・家庭・地域の連携を密にし、未来を担う青少年の育成に努める。

- ア 青少年の体験活動の充実
- イ 子どもの読書活動の充実
- ウ 地域全体で子どもを育む活動の充実
- エ 家庭教育支援の充実

③ 活力ある地域コミュニティの形成に向けた人財の育成

地域を支え、地域に貢献する人財の育成に努める。

- ア 地域活動の実践者の育成
- イ 地域活動の指導者、コーディネーターの養成

④ 一人一人の主体的な学習と社会参加の推進

市民一人一人の主体的な学習活動と学習成果を活かした社会参加活動の支援の充実に努める。

- ア 多様な学習活動の支援
- イ 社会参加活動の支援

4-2 青少年対策行政の方針と重点

(1) 基本方針

関係機関・団体との連携を緊密にし、協力しあいながら、青少年の健全育成運動や非行防止活動等の健全な社会環境の基盤づくりを行い、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る。

(2) 重 点 目 標

① 市民への啓発

関係団体と協力し犯罪や非行の防止に関し市民への啓発活動を行う。

② 関係団体の活動の支援

関係団体が行う青少年の指導、育成等の活動を支援する。

③ 少年相談センターの運営

青少年の非行防止のため、学校・地域・P T A・警察及び関係団体と連携して、巡回指導活動を行う。

④ 青少年健全育成運動の推進

家庭・学校・地域社会の連携を密にし、環境の浄化に努め、青少年の健全な育成を図るための地域ぐるみの運動を推進する。

4－3 文化行政の方針と重点

(1) 基 本 方 針

本市の歴史・文化遺産等文化財の適切な保存、保護に努めていくとともに文化財についての学習機会の提供を図っていく。また、住民が地域の伝統文化・郷土芸能等を体験し、触れあうことのできる機会を提供し、伝統文化の継承に努めていく。

さらに、世代や分野にとらわれない住民の自主的な芸術文化活動の展開を図る等地域の文化振興を図っていく。

(2) 重 点 目 標

① 文化財（埋蔵文化財を含む。）の保存・整備

各種文化財の基礎調査を実施し、国、県、市の指定文化財への拡充を図るとともに、文化財の保存、保護及び整備活用にも努め、郷土の文化財への関心を高める。

② 文化財の周知

市内に所在する文化財をホームページで公開するとともに、企画展示会等を通じて周知に努める。

③ 史跡の整備促進と指定の推進

国史跡に指定された五所川原須恵器窯跡、十三湊遺跡及び山王坊遺跡の調査研究と保存整備を進めながら、その活用を図るとともに、十三湊安藤氏関連遺跡との一体的な保存と活用を図る。

④ 民俗芸能の保存・継承

民俗芸能の後継者の育成と発表機会の拡充を図りながら保存・継承に努める。

⑤ 芸術文化の発信

太宰治生誕祭や美術展示ギャラリーにて開催する美術作品の展示会等を通じて、市民への芸術文化の発信と鑑賞、学習機会の提供に努める。

4－4 国指定重要文化財（建造物）の運営方針と重点

（１）基本方針

旧平山家住宅ほか重要文化財に指定されている建造物の関係資料の収集、保存、展示に努め、調査研究と学習活用に資する。

（２）重点目標

旧平山家住宅

① 景観の維持及び管理

一般公開している建造物であることから、景観の維持とともに、適正な管理に努めていく。

② 機関との連携の拡充

学校教育機関等と連携して活用の促進に努める。

太宰治記念館「斜陽館」

① 景観の維持及び管理

本館は、作家「太宰治」の生家として多くの観光客も訪れる施設でもあることから、景観の維持とともに、適正な管理に努めていく。

② 文化の拠点づくりの促進

隣接する津軽三味線会館と連携しながら、文化の拠点となるよう努める。

4－5 芸術文化施設の運営方針と重点

（１）基本方針

ふるさと交流圏民センター、津軽三味線会館にあっては、市民の芸術、文化活動の拠点として、音楽や演劇など舞台芸術の公演を通じて地域芸術文化の振興を図るとともに、芸術文化活動の奨励及び育成に努める。

（２）重点目標

ふるさと交流圏民センター

① 芸術文化活動の推進

舞台芸術の鑑賞機会の提供及び地域の芸術文化活動の推進を図る。

② 貸館の利用率の向上

芸術文化の拠点として、市との連携を密にするが、指定管理者に管理運営を委ねることにより、貸館の利用の拡大を推進する。

③ 施設の整備

外壁、屋上防水シート、電気・空調設備の老朽化に伴う大規模改修工事を２か年計画で行う。

津軽三味線会館

① 文化の拠点づくりの促進

津軽三味線の発祥地として、そのルーツや歴史の発信と生演奏による、その独特な音色の体感など津軽の風土と歴史が育んできた伝統芸能の学習並びに地域文化活動の拠点となるよう努める。

5-1 体育行政の方針と重点

(1) 基本方針

市民一人一人が生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、体育・スポーツ並びにレクリエーション等の普及と振興を図り、市民の体力と健康の増進、健康教育の充実に努める。

(2) 重点目標

① スポーツの振興と指導者の充実

市民各層の自主的なグループづくりの助長と市民の健全なスポーツの育成に努める。
また、体育協会等の関係機関の協力を得て、自主的グループの指導者確保に努める。

② 児童のスポーツ環境・運動機会の充実

児童の運動機会を増やし児童の体力向上を図るため、当市における児童スポーツ環境における課題を把握し小学校期における望ましいスポーツ活動の在り方を検討する。

③ スポーツの拡充

家族ぐるみ、家庭婦人グループ、職場単位等のグループで行うスポーツの参加を推進する。

④ 施設管理と多目的利用

施設の安全管理に努めるとともに、文化活動及びレクリエーション活動等の多目的な利用を含めた施設の利用促進を図り、市民の健康づくりと生涯スポーツの普及を推進する。

体育施設名	管理形態
つがる克雪ドーム	指定管理者による管理
市民体育館	指定管理者による管理
市営球場	指定管理者による管理
市営庭球場	指定管理者による管理
勤労者総合スポーツ施設	指定管理者による管理
漆川体育館	指定管理者による管理
弓道場	直営
金木運動公園	直営
金木B&G海洋センター	直営
金木相撲場	直営
嘉瀬スキー場	直営
市浦B&G海洋センター（体育館・艇庫）	直営
山村広場	直営

⑤ 個別施設の整備（重点整備施設）

ア 漆川体育館

屋根の雨漏り対策、照明LED化、衛生排水管等の老朽化に伴う大規模改修工事を行う。

イ 他の体育施設

他の体育施設については、随時、施設点検を行い、補修すべき箇所の修繕を行うなど安全管理に努める。

5-2 走れメロスマラソンの開催運営方針と重点

(1) 基 本 方 針

今もなお多くのファンに愛されている作家・太宰治の代表作「走れメロス」にちなんだ「走れメロスマラソン」を開催することで、地域住民の健康増進、マラソン大会開催による地域間交流を通じた歴史と文化の周知を図り、五所川原市の知名度を高める。

(2) 重 点 目 標

① マラソン大会の充実強化

参加ランナーへの周知徹底、スポーツ団体等関係機関との連携によるボランティアの確保など大会運営体制の充実を図るとともに、創意工夫を生かした特色ある事業内容とし、参加ランナーの記憶に残る大会運営に努める。

6 公民館の運営方針と重点

(1) 基本方針

市民一人一人が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送り、心豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、社会教育の拠点施設として様々な学習機会を提供し、社会参加が実現できるよう生涯学習の推進に努める。

(2) 重点目標

① 青少年教育の充実

人と人とのふれあいの中で、仲間づくりの大切さと豊かな心を育み、青少年の健全育成を推進する。

② 成人教育の普及と啓発

生涯学習活動の普及、振興を図り、仲間づくりと自主的学習活動を通して得た知識、技術等を実生活の中で活用し、望ましい地域づくり、家庭づくりを奨励する。

③ 芸術・文化活動の振興

芸術、文化活動の振興に努め、地域住民のうるおいとゆとりのある生活環境の普及を図る。

④ 地域コミュニティの再生及び地域活性化

関係諸機関と連携・協働して現代的課題解決のため実施する地域独自の取組みを支援し、地域のきずなを深める。

⑤ 施設提供の充実

利用者へのサービス向上を図るとともに、気軽に利用できる公民館体制の充実に努める。

ア 学習者、利用者への利便性の向上

イ 施設、設備の充実

7 図書館の運営方針と重点

(1) 基本方針

生涯学習の場を提供するとともに社会の変化に対応する多様な資料・情報を収集して、広く市民の知識と教養を高め、教育・文化の向上と発展に努める。

(2) 重点目標

① 市民の生活・仕事・文化・読書活動を支援するサービスと広報の充実

- ア 市民のライフスタイルや生活環境を豊かにする講習会や資料展示を継続して行う。
- イ 市民の身近な生活や仕事の課題解決及び文化・読書活動を支援するため、所蔵資料やレファレンスサービス（調べものの手伝い）の周知を図る。
- ウ 図書館利用が困難な方向けに、個々の事情に沿った読書機会を提供する。
- エ 図書館の活動やサービスを図書館報やSNS等により積極的に広報する。

② 市民の課題解決・読書活動・歴史継承に役立つ資料収集・保存・提供の徹底

- ア 各世代の、課題解決・読書活動を支える蔵書の充実を図る。
- イ 郷土貴重資料の利用と保存継承のために、デジタル化した資料をインターネット上に公開し、その資料数を増やす。
- ウ デジタルデータを含む行政資料の収集・保存・提供を徹底する。

③ 子どもの読書活動支援の充実

- ア 市立図書館内に学校図書館支援センターを設け、また、学校図書館を活用した学習指導に関する資料提供、通常の読書が困難な子どもへの資料提供を行い、学校図書館の活性化を図る。
- イ 家庭・学校・地域に読書の楽しさ、すばらしさを伝える読書推進活動に関わっていく読書リーダーを育成するために子ども司書養成講座を継続開催する。
- ウ 子どもが読書に親しみ読書習慣を身につける機会を提供するおはなし会、工夫を凝らしたイベント・展示を実施するほか、出張貸出・配本により図書館以外でも本と触れ合う機会を提供する。
- エ 幼児・児童・生徒に図書館の機能・役割を知ってもらう好機であるインターンシップや見学を積極的に受け入れる。

④ 行政機関、定住自立圏域及び県内図書館、関係団体との連携促進

- ア 関連事業等の実施などで連携し、サービスや資料提供をより効果的に行う。
- イ 圏域図書館連携サービスを広く知ってもらえるようにPRを行う。
- ウ 行政と図書館の相互連携を図りながら、市の情報・資料を収集し図書館が窓口となって提供する。
- エ 市民からの要望が高く、不足しがちな新刊書や専門分野資料を補うため、県立図書館や県立大学図書館の資料を積極的に借り受け提供する。

8 学校給食センターの運営方針と重点

(1) 基 本 方 針

成長期にある児童生徒に、安心安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進や体位の向上並びに心身の健全な発達に資することを基本とし、健康と食生活との関わり、食事の重要性、食べ物の大切さを理解させるとともに、「食」を通じて思いやりや感謝の心、豊かな人間性の育成に努める。

(2) 重 点 目 標

① 食育の推進

児童生徒が健全な食生活を営むことができる判断力を養い、望ましい食習慣や食事マナーを身につけさせるため、学校給食センター（以下「給食センター」という。）と学校・家庭が連携し、日常生活における食事について正しい理解を深め、食料の生産、流通及び消費についての正しい知識を身につけるための指導を行う。

② 地産地消の推進

地産地消の推進を図るため、関係機関及び生産・加工団体と連携し、米、リンゴ、十三湖シジミ、大豆加工品、野菜など県内地場産食材を学校給食に活用する。

③ 安全・衛生の推進

異物混入や集団食中毒等の事故を防止するため、給食センター及び単独校調理場の機能を改善・維持することにより、調理環境の安全を保つ。また、食材加工業者・納入業者、給食調理・配送関係者及び各学校での安全対策と衛生管理を徹底する。

④ 食物アレルギー対応

食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、安心安全な食物アレルギー対応を行うため、給食センターと学校・家庭が連携し、食物アレルギー対応マニュアルに沿った適切な対応を行い、必要に応じ、食物アレルギー対応食の提供を行う。